

第5章 母子保健

母子保健に関する取組を推進する国民運動計画「第2次 健やか親子21」及び安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり計画「第4次 岐阜県少子化対策基本計画」に基づき母子保健対策を推進した。

保健所では、母と子の健康サポート事業として、母子保健担当者研修会、母子保健担当者会議等を実施し、妊娠期から出産、育児期までの切れ目のない支援体制の充実を図った。また、女性の健康支援センター相談支援事業として、いのちの教育、相談事業等を実施し、学齢期・思春期の子どもたちへ将来の安全な妊娠・出産・育児を迎えることができるよう普及啓発を行った。

平成28年6月3日の母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的とした子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）の設置が明記された。管内の子育て世代包括支援センターの設置状況については、恵那市が平成28年4月1日に設置し、中津川市は令和2年4月1日に設置した。保健所では、法改正の趣旨を踏まえて、市へ助言、指導を行った。